

令和 2 年度 財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の概要

- 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく監査
- 2 監査の対象 団 体 特定非営利活動法人市民パトロールセンターはむら
所管課 市民生活部防災安全課
- 3 監査の範囲 平成 30・令和元年度に交付された補助金に係る出納、その他の事務の
執行状況
- 4 監査の期間 令和 3 年 1 月 7 日(木)から令和 3 年 3 月 12 日(金)まで
(説明聴取日 令和 3 年 1 月 19 日(火))
- 5 監査の主眼 **【所管課】**
(1)財政援助等の事業は、法令、条例、予算等に適合しているか。
(2)助成金等の支出手続は、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
(3)団体への指導監督は適切に行われているか。
【財政援助団体等】
(1)助成事業等は目的、計画、交付条件に沿って適正に執行されているか。
(2)助成金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
(3)出納関係諸帳簿の整備は適正に行われているか。
- 6 監査の方法 監査にあたっては、「5 監査の主眼」に基づき、書類審査、説明聴取、
質問調査及び実地監査等を実施した。

第 2 監査の結果

1 団体の概要

- (1)名 称 特定非営利活動法人 市民パトロールセンターはむら
- (2)所 在 地 ①羽村市緑ヶ丘五丁目 2 番地 2 (中央センター)
②羽村市羽東一丁目 1 番 8 号 (羽村センター)
- (3)設 立 ①設立総会 平成 23 年 5 月 25 日
②都知事認可 平成 23 年 9 月 16 日
③設立登記 平成 23 年 9 月 30 日

(4) 目的 特定非営利活動法人 市民パトロールセンターはむら（以下「市民パトロールセンター」という。）は、関係機関及び市内のパトロール団体と連携して、羽村市の地域住民に対して防犯等の活動に関する事業を行い、市民の安全で安心な街づくりに寄与することを目的とする。

(5) 事業内容 市民パトロールセンターは、上記の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- ①市内全域の車両(自転車を含む)及び徒歩によるパトロール(防犯、交通安全、火災予防) 事業
- ②防犯、交通安全及び火災予防の啓発と推進に関する事業
- ③防犯、交通安全及び火災予防に関する各種講習会(研修)の開催に関する事業
- ④情報交換及びネットワークに関する事業
- ⑤その他目的を達成するために必要な事業
- ⑥その他の事業

(6) 組織 ①会 員【令和2年3月31日現在】

種 別		会員数	備 考
正会員	個 人	48 人	
	団 体	15 人	
	計	63 人	
賛助会員	個 人	119 人	
	団 体	33 人	
	計	152 人	
パト隊員	青パト	31 人	運転 19 人 補助 9 人 深夜 3 人
	徒歩パト	24 人	青パト兼 8 人
	計	47 人	
パト協力員	わんわんパト	56 人	自パト兼 12 人
	自転車パト	64 人	わんパト兼 12 人
	計	108 人	

②役員構成 理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 5 人、監事 2 人
【令和2年3月31日現在】

③職 員 事務局長 1 人、事務員 2 人、深夜隊員 3 人
【平成2年3月31日現在】

2 財政援助の状況

(1) 平成 30 年度及び令和元年度の補助金の交付状況

【第 1 表】

名 称	特定非営利活動法人 市民パトロールセンターはむら		
根 拠	①羽村市補助金等交付規則 ②特定非営利活動法人市民パトロールセンターはむら補助金交付要綱		
交付対象経費	①人件費（職員基本給・諸手当、法定福利費） ②事業費・管理費（パトロールユニホーム代、消耗品費、光熱水費、保険料、通信費など）		
交 付 年 度	平成 30 年度	令和元年度	
交 付 申 請 日	平成 30 年 4 月 26 日	令和元年 6 月 3 日	
交 付 決 定 日	平成 30 年 5 月 9 日	令和元年 6 月 6 日	
交 付 決 定 額	6,348,000 円	6,331,000 円	
交 付 状 況	第 1 回	1,587,000 円（平成 30 年 5 月 31 日）	1,582,000 円（令和元年 6 月 28 日）
	第 2 回	1,587,000 円（平成 30 年 7 月 25 日）	1,582,000 円（令和元年 10 月 30 日）
	第 3 回	1,587,000 円（平成 30 年 10 月 5 日）	1,582,000 円（令和 2 年 1 月 30 日）
	第 4 回	1,587,000 円（平成 31 年 1 月 10 日）	1,585,000 円（令和 2 年 3 月 27 日）
助成事業完了年月日	平成 31 年 3 月 31 日	令和 2 年 3 月 31 日	
精算書提出日	平成 31 年 4 月 25 日	令和 2 年 4 月 28 日	
精算金返還日	平成 31 年 5 月 16 日	令和 2 年 5 月 20 日	
補助事業等の収支実績	収入総額 6,348,000 円	収入総額 6,331,000 円	
	支出総額 6,035,876 円	支出総額 6,289,796 円	
	差 引 312,124 円	差 引 41,204 円	
精算返還額	312,124 円	41,204 円	

市民パトロールセンターへの補助金は、その要綱に定めた「市民主導による安全安心のまちづくりを推進するため、特定非営利活動法人市民パトロールセンターはむらに対して交付する」に則り、また羽村市補助金等交付規則に基づき、市の予算の範囲内で運営費の一部として交付しているものであり、その状況などは第 1 表のとおりである。

平成 30 年度の補助金は、交付決定額の 6,348,000 円が 5・7・10・1 月の 4 回に分けて交付された。補助金支出総額（必要額）は、平成 31 年 4 月 25 日に市民パトロールセンターより提出された精算書において 6,035,876 円であったため、交付決定額（収入総額）との差額 312,124 円が生じ、その金額が平成 31 年 5 月 16 日に返還されたため、補助金は実質 6,035,876 円が交付されたことになる。

また、令和元年度については交付決定額の 6,331,000 円が 6・10・1・3 月の 4 回に分けて交付された。補助金支出総額（必要額）は、令和 2 年 4 月 28 日に市民パトロールセンターより提出された精算書において 6,289,796 円であったため、交付決定額（収入総額）との差額 41,204 円が生じ、その金額が令和 2 年 5 月 20 日に返還されたため、補助金は実質 6,289,796 円が交付されたことになる。

なお、補助事業に対する所管課の指導・監督は、団体からの日々及び月例の報告を基に適宜状況を確認して助言などを行うとともに、理事会への出席による意見交換、また他部署にまたがる懸案事項については連絡・調整を図り対応し、おおむね適正に行われているものと推察される。

3 事業実績

(1) 平成 30 年度及び令和元年度の補助金の執行状況

【第 2 表】

(単位:円)

区 分	平成 30 年度 支出金額	令和元年度 支出金額	内 容
防犯パトロール事業	63,525 円	195,032 円	消耗品費、備品等修繕料、パトロール用ユニホーム代
防犯に関する啓発及び 推進に関する事業	3,294 円	0 円	パトロール車等広報用消耗品費
各種講習会の開催に 関する事業	21,075 円	16,987 円	講演会講師謝礼、講演会会場使用料
情報交換及び ネットワーク事業	79,003 円	67,550 円	広報紙発行経費
人件費	5,268,492 円	5,382,038 円	職員基本給・諸手当、法定福利費
その他経費	600,487 円	628,189 円	消耗品費、光熱水費、保険料、通信費、備品購入費
合 計	6,035,876 円	6,289,796 円	

(2) 事業の実施状況

①平成 30 年度

【第 3 表】

区 分	事業内容	実施日	実施場所	対象
防犯パトロール事業	青パト車によるパトロール	通年	市内全域	市民
	徒歩によるパトロール	通年	羽村駅・小作駅周辺	市民
	パトロール連携店事業の 取り組み検討	通年	市内全域	市民
防犯に関する啓発及び 推進に関する事業	青パト車からの防犯意識 及び火災予防の啓発活動	通年	市内全域	市民
	市産業祭への出展 (防犯啓発・事業紹介)	11 月 3・4 日	富士見公園	市民等
各種講習会の開催に 関する事業	高齢者等が振り込め詐欺を 始めとした特殊詐欺被害に 遭わないための講座の開催 (市共催)	3 月 2 日	コミュニティセンター	市民
	普通救命講習の実施	2 月 24 日	コミュニティセンター	パトロール隊員
情報交換及び ネットワーク事業	ホームページ及び ブログによる情報提供	通年	市内全域	市民
	広報紙の発行	6 月 15 日、 10 月 15 日、 1 月 15 日	市内全域	市民

①令和元年度

【第4表】

区 分	事業内容	実施日	実施場所	対象
防犯パトロール事業	青パト車によるパトロール	通年	市内全域	市民
	徒歩によるパトロール	通年	羽村駅・小作駅周辺	市民
	パトロール連携店事業の 取り組み検討	通年	市内全域	市民
防犯に関する啓発及 び推進に関する事業	青パト車からの防犯意識 及び火災予防の啓発活動	通年	市内全域	市民
	市産業祭への出展 (防犯啓発・事業紹介)	11月2・3日	富士見公園	市民等
各種講習会の開催に 関する事業	高齢者ドライバーを対象と した事故予防策についての 講座の開催 (市共催)	2月9日	コミュニティセンター	市民
	普通救命講習の実施	2月2日	コミュニティセンター	パトロール隊員
情報交換及び ネットワーク事業	ホームページ及び ブログによる情報提供	通年	市内全域	市民
	広報紙の発行	6月15日、 10月25日、 1月20日	市内全域	市民

4 総 括

監査を行った結果、市民パトロールセンターにおける補助金の管理運用、会計経理及び関連する事務事業、また所管課における補助金に係る出納並びにその他の事務は、関係法令に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査における個別の意見などは以下のとおりであり、事務処理上、留意すべき事項については意見・要望として、また指摘事項も併せて掲載する。

○法人としての自立と市の支援のバランス配分について

特定非営利活動法人として10年近くが経過し、財政面等において自立しなくてはならない時期を迎えているが、事業目的の性質上、完全なる自立は容易いものではない。例えば、収入面においては、自動販売機の設置による収入が令和2年度をもって敷地を市へ返還することから今後は途絶えてしまう。また、支出面においても市へ寄贈されたパトロール車を譲り受けており、新車から10年が経過するとともに走行距離も100,000kmを超しているため、今後の維持費の増加や買い替え、またはリース契約などを検討しなくてはならない時期に差し掛かっている。このように、総じて収入は減少する一方で支出が増加するといった厳しい状況下にある。

市の財政においても同様であるが、市民パトロールセンターと連携を密にして相互に協力し合って知恵を出し合い、また市内の事業者などからの支援なども検討しながら、自立と支援の両面のバランス配分に考慮した市の采配を期待するものである。

○組織及びパトロール体制の強化について

現代社会における多種多様な犯罪に対し、警察や行政の力だけでは抑止等が難しくなる中、市民を中心とした市民パトロールセンターの役割は今後ますます重要となってくる。

しかしながら、パトロールの担い手は増加しておらず、また高齢化するなど、悩ましい実態と課題を抱えている。これまでもパトロールの担い手などの増強に努められていることは承知しているが、組織の安定的な運営のためにも克服しなくてはならない喫緊の課題である。現状からすると、そう容易く解決する課題ではないが、組織増強のための広報宣伝活動や多世代の年齢層が参加しやすい体制を構築するなど、一層の創意工夫に努められたい。

○個人情報の保護について

会員等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律に則って慎重かつ適正に取扱われていると推察するが、規程等の定めがなく、会員等に明確に示されていない。よって、早期に個人情報の保護に係る規程等を整備し、より厳正に扱われるよう改善を促すものである。

○経理について

現在、法人の所有口座は複数あり、経理上、複雑化しているように感じられた。また、経理事務については事務員一人が一手に担っているとのことである。

今後については、所有口座を可能な限り統一して単純明朗な会計にするとともに、経理事務においては複数人で行うことで効率化や不正の温床の抑止を図るなど、対策を検討されたい。